

## 令和元年度第2回千葉県建築審査会議事録

### 1. 会議の日時及び場所

日時：令和元年7月22日（月）午後4時から午後5時まで

場所：千葉市中央区長洲1-8-1 ホテルプラザ菜の花4階「羽衣」

### 2. 出席した委員の氏名

上野武会長、鈴木進会長代理、石井慎一委員、小坂橋恵美子委員、  
宇於崎勝也委員、芦谷典子委員

### 3. 議事の案件名及び結果

#### (1) 同意案件

建築基準法第43条第2項第2号（建築物の敷地の接道）の規定による許可1件が  
同意された

案件 番号	案件名	敷地の 所在	建築物の用途	結果
1	建築基準法第43条第2項第2号の 規定による許可の同意について	成田市	一戸建ての住宅	同意

#### (2) 報告事項

建築基準法第43条に係る包括同意許可4件が報告された

報告 番号	報告事項	敷地の 所在	建築物の用途
1	建築基準法第43条に係る包括同意 許可の報告について	館山市	事務所
2	建築基準法第43条に係る包括同意 許可の報告について	長南町	機械室
3	建築基準法第43条に係る包括同意 許可の報告について	袖ヶ浦市	長屋
4	建築基準法第43条に係る包括同意 許可の報告について	袖ヶ浦市	長屋

#### 4. 議事の経過（公開審議）

##### （1）議事 1 同意案件

###### ○案件第 1 号

###### 建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の同意について（成田市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

- 委員・・・フェンスのようなものが見えたが、隣地はどうなっているのか。
- 事務局・・・申請敷地の東、南及び西側の隣地は申請者が所有する畑である。写真に写っているフェンスは、申請敷地の近くで太陽光パネルが設置されている土地のものである。
- 委員・・・畑も含めて、前面道路が 4 m となるよう拡幅はできないのか。
- 事務局・・・市の事業として道路が拡幅されるが、測量が未完了のため現時点では同時には拡幅できない。
- 委員・・・通常、このような場合には中心から 2 m ずつセットバックであり、前面道路が 4 m にならなくても許可をしてきた。市の拡幅事業は道路中心線から 2 m 振り分けで行われると予想されるので、そのことと整合は取れるのか。
- 事務局・・・現時点では境界が決まっていないため、安全をみて一方後退とした。
- 委員・・・境界が確定していないため安全をみてセットバックしているということであれば了解した。将来、4 m に拡幅された時に今回の申請者に不利にならないような対応を考えておくと良いのではないのか。
- 委員・・・申請敷地の現有のフェンスは壊してしまうのか。
- 事務局・・・壊して撤去する。
- 委員・・・壊すというのは、写真 2 の道路側の部分か。
- 事務局・・・はい。フェンスは全部撤去し、併せてカーポートも撤去し、その部分が申請敷地の出入口になる。
- 委員・・・フェンスを壊すということで許可をして、本当に壊したのかどうか確認はするのか。
- 事務局・・・完了検査の時の確認項目になる。
- 委員・・・フェンスは壊さなくても問題はるか。
- 事務局・・・申請空地に越境しているので撤去する必要がある。
- 委員・・・他になれば同意とする。

## (2) 議事2 報告事項

事務局から報告事項の説明が行われ、以下の質疑応答があった。

委員・・・ 報告番号3及び4について、水路は暗渠になっているということか。

事務局・・・ はい。

委員・・・ それぞれ別の敷地にある2つの建物の汚水を、1つの合併浄化槽で処理することは問題ないのか。

事務局・・・ 基本的には1つの敷地に1つの浄化槽が望ましいが、建築主や管理者が同じ場合には、2つの敷地に1つの浄化槽での処理を認めている。